

令和7年第4回太子町議会定例会（第515回町議会）会議録（第1日）

令和7年6月2日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 7 報告第3号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 9 議案第37号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 10 議案第38号 備品購入契約の締結について（電子計算機器等）
- 11 議案第39号 備品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）
- 12 議案第40号 備品購入契約の締結について（学習用端末）
- 13 議案第41号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第42号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第43号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第44号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第45号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 7 報告第3号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 9 議案第37号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 10 議案第38号 備品購入契約の締結について（電子計算機器等）
- 11 議案第39号 備品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）
- 12 議案第40号 備品購入契約の締結について（学習用端末）
- 13 議案第41号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第42号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第43号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第44号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について

17 議案第45号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	松 浦 崇 志	6 番	出 原 賢 治
7 番	森 田 哲 夫	8 番	玉 田 正 典
9 番	中 薮 清 志	10 番	藤 澤 元之介
11 番	清 原 良 典	13 番	中 島 貞 次
14 番	堀 卓 史	15 番	首 藤 佳 隆

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	井 手 典 子	書 記	免 田 和佳奈

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	藏 屋 一 彦	経 済 建 設 部 長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠
監 査 委 員	村 瀬 敏 紀		

議長挨拶

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

開会に先立ち、去る5月8日に病により急逝されました故北川嘉明議員に哀悼の意を表すため、黙祷をささげたいと思います。

議場にお集まりの皆さん、御起立願います。

（黙 祷）

○議長（首藤佳隆） 黙祷を終わります。お直りください。どうぞ御着席ください。

振り返りますと、故北川嘉明氏は太子町議会議員として平成7年4月から平成23年4月までの4期16年、さらに令和5年4月23日執行の太子町議会議員選挙では「議会議員、町民の意見を大切に太子町のために取り組みます」をスローガンに掲げて再び当選され、その豊富な知識と経験によって議会の発展、町政の伸展に大きく貢献されました。また、平成24年8月からの4年間は太子町長としても多くの功績を残されました。この議場で再びお会いできないこととなりましたが、悲しみの中に埋もれることなく、議会としましては議会活動の中で太子町発展のため、一層努力することを故北川嘉明氏にお誓いし、哀悼の意を表する次第であります。

さて、風清らかな初夏の気候となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和7年第4回太子町議会定例会（第515回町議会）が開会できますことは町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

今期定例会に提案されます案件は、人事、補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結

論が得られますようお願い申し上げます。また、現在取り組んでおります議会ＩＣＴ化の一環として、本会議において個人所有のＩＣＴ機器の持込みを試行として許可し、その使用について検証してまいります。どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げて、誠に簡単措辞ではございますが開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和7年第4回太子町議会（第515回町議会）が開会されるに当たりまして一言挨拶を申し上げます。

まず、5月に急逝されました北川嘉明町議会議員の御冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、木々の緑も深まり、次第に夏の気配を色濃く感じる頃となりましたが、議員各位におかれましては公私ともに御多用のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政の進展に御理解、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては報告案件3件、同意案件1件、補正予算案件1件、契約案件3件、条例案件5件、また後日提出させていただく予定の契約案件3件の合わせて16件の議事につきまして御審議をお願いするものであります。

提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時05分）

○議長（首藤佳隆） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第4回太子町議会定例会（第515回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（首藤佳隆） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、中島貞次議員、堀卓史議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（首藤佳隆） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの19日間に決定しました。

～～

日程第3 諸般の報告

○議長（首藤佳隆） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等13件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和6年度3月分、4月分及び令和7年度4月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち、村瀬敏紀監査委員には本日のみ、村瀬純税務課長、溝端朋代町民課長、肥塚馨こどもえがお課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

次に、私が令和7年第3回太子町議会臨時会において議長に就任したことにより、議長を除く全議員で構成する議会ICT化特別委員会の委員長が不在となりました。これに伴い、委員会条例第8条第2項の規定に基づく委員の互選により、議会ICT化特別委員会委員長に堀卓史議員、副委員長に藤澤元之介議員が選出されましたので御報告申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

～～

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（首藤佳隆） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から3月25日、4月2日、4月8日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

～～

日程第5 報告第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（首藤佳隆） 日程第5、報告第1号令和6年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第1号令和6年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和6年度一般会計予算において設定しました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

～～

日程第6 報告第2号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（首藤佳隆） 日程第6、報告第2号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算

書についてを議題とします。

本案についての報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第2号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和6年度水道事業会計予算の建設改良費における県道揖保線管路実施設計業務委託事業につきまして、都市計画道路周辺土地の利用方法について関係機関との協議に日数を要したことから、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告させていただくものであります。よろしく申し上げます。

○議長（首藤佳隆） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第3号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（首藤佳隆） 日程第7、報告第3号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第3号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和6年度下水道事業会計予算の建設改良費のうち、雨水幹線整備事業、揖保線下水道工事実施設計業務委託、マンホール蓋更新工事（その2）及び太子前処理場流入水水質分析業務委託につきまして年度内の事業完了が困難となったため、年度内に支払い義務が生じなかったものを地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告させていただくものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（首藤佳隆） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本順久議員。

○山本順久議員 すみません、1点確認でお伺いします。

1の雨水幹線の整備事業についてですが、これは1.4号線の工事のことと考えてよろしいのでしょうか。

それともう一点が、前処理場の水質分析、この説明のところに検査項目の一部で分析に不測の日数を要した、日数を要したのは分かるんですが、この辺の詳しい説明というか、していただけますでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 雨水幹線整備事業につきましては、1.4号幹線の整備事業でござ

います。

続きまして、水質分析でございますが、前処理場の流入水水質分析業務委託を行ったところ  
ございまして、検査項目について履行期間内での検査結果報告が出てくるのが遅かったというこ  
とで繰り越すものでございまして、特にダイオキシンの測定に時間を要したということで繰り越  
すものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 すみません、1.4号線で再度質問させていただきます。

工期が遅れることになると思うのですが、完了の見通し等が分かっておればお願いいたしま  
す。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 現段階におきましては、令和8年1月30日まで工期は延ばしてご  
ざいます。特に大きな問題が生じない状況であれば、工期内で収まるということで進めておりま  
す。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第8 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（首藤佳隆） 日程第8、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上
げます。

本案件は、識見監査委員村瀬敏紀氏の任期満了に伴い新たに選任するものであり、地方自治法
第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意をお願いします方は、太子町松尾721番地に在住の朝生有恒氏であります。生年月日は昭
和32年1月22日生まれ、満68歳であります。朝生氏の経歴につきましては参考資料のとおりであ
りますが、人格高潔にして卓越した識見をお持ちの方であります。なお、任期は令和7年6月
18日から令和11年6月17日までの4カ年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさ
せていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を
行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号の採決をします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(首藤佳隆) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に清原良典議員及び中島貞次議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(首藤佳隆) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(首藤佳隆) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(首藤佳隆) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

清原良典議員及び中島貞次議員、開票の立会いを願います。

(開 票)

○議長(首藤佳隆) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 13票、反対 0票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(首藤佳隆) お諮りします。

本日の日程第9、議案第37号から日程第17、議案第45号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第37号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)

○議長(首藤佳隆) 日程第9、議案第37号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2

号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第37号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しました定額減税不足額給付金の支給に係る費用の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ5,792万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億4,342万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、民生費の追加であります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(首藤佳隆) 総務部長。

○総務部長(森 文彰) それでは、議案第37号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目15定額減税調整給付金給付事業費5,660万7,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しました定額減税不足額給付金の支給に係る経費でございます。令和7年6月2日を基準日として昨年度に実施いたしました定額減税調整給付の実績額と本来給付すべき額との間で差額が生じた方や税制上扶養親族の対象外となります事業専従者等で条件を満たした方に不足額を給付するものでございます。経費の内訳は、人件費や事務消耗品費、郵送料、給付支援システム保守委託などの事務費に740万4,000円、給付金は対象を1,374名と見込みまして、節18負担金、補助及び交付金に4,920万3,000円を計上しております。

款3民生費、項1社会福祉費、目5障害者福祉費、節12委託料132万円は、国の制度改正に伴いまして自立支援給付審査支払等システムの改修をするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金5,660万7,000円の追加は、定額減税不足額給付金に充てます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして、目2民生費国庫補助金66万円は、歳出で申し上げました自立支援給付審査支払等システムの改修に係る障害者総合支援事業費補助金で、補助率は2分の1でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金66万円の追加は、今回の補正予算における財源調整でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(首藤佳隆) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第38号 備品購入契約の締結について(電子計算機器等)

○議長(首藤佳隆) 日程第10、議案第38号備品購入契約の締結について(電子計算機器等)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第38号備品購入契約の締結について（電子計算機器等）について説明を申し上げます。

本案件は、自治体情報システムの標準化移行に当たり必要となるサーバー機器類を購入するものであります。各自治体で使用する情報システムにつきましては、令和7年度末までに国が整備するガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムへの移行が求められております。当町におきましても、令和8年2月の標準化移行に向けまして、今後新システムや回線等の環境構築、現行システムから新システムへのデータ移行等の事業を実施する予定であります。このたびの備品購入契約により、これらの事業に必要となるサーバー機器類を購入する予定であり、購入する備品は、仮想基盤サーバー、バックアップサーバー、ネットワーク機器、UPS管理ソフトウェア、バックアップツール、周辺機器でございます。契約につきましては、去る4月24日に実施しました制限付一般競争入札の結果、落札しました岡山県岡山市北区本町6番36号、OEC株式会社代表取締役佐藤俊治氏と3,102万円、納品の履行期限につきましては令和7年10月31日として契約するものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第39号 備品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）

○議長（首藤佳隆） 日程第11、議案第39号備品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第39号備品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）について説明を申し上げます。

本案件につきましては、購入からおおむね20年が経過した消防ポンプ自動車2台の購入契約であります。更新車両につきましては、既存車両と同じ性能であるA-2級ポンプを搭載し、オートマチック限定の普通自動車免許しか持たない若い団員でも運転可能な車両に更新するものであります。購入する消防ポンプ自動車につきましては、別紙参考資料のとおりであります。契約につきましては、去る4月24日に実施しました指名競争入札の結果、落札しました姫路市豊富町豊富3143番地1、株式会社藤井ポンプ製作所代表取締役横田浩之氏と4,772万2,334円、納品の履行期限は令和7年12月26日として契約するものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第40号 備品購入契約の締結について（学習用端末）

○議長（首藤佳隆） 日程第12、議案第40号備品購入契約の締結について（学習用端末）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第40号備品購入契約の締結について（学習用端末）について説明を申

し上げます。

本案件につきましては、GIGAスクール構想により導入しています児童生徒1人1台の学習用端末につきまして導入から5年が経過し、自然故障数が増加している実態を受けまして、公立学校情報機器整備費補助金を活用しまして学習用端末を更新するものであります。仕様につきましては、現行のグーグル社のクロームOSを継承し、文部科学省が定めました標準仕様を満たすものであり、購入台数は児童生徒用2,790台、教職員用121台、予備機418台、合計3,329台でございます。契約につきましては、各市町の機器導入コストの軽減等を目的としました兵庫県教育の情報化推進協議会の共同調達に参加しまして、令和7年1月22日に当該協議会が実施いたしました公募型プロポーザル審査の結果を受けまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、兵庫県尼崎市下坂部3丁目4番30号、エクシオグループ株式会社兵庫総合技術センター内日本電通株式会社神戸支店支店長辻田康秀氏と1億7,394万250円、納品の履行期限は令和8年3月31日とし、随意契約をするものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第13 議案第41号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第13、議案第41号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第41号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

令和7年3月31日に公布されました地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び関連法令の改正に伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正、個人町民税の所得控除すべき金額について特定親族特別控除の創設に伴う改正、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の新設に伴う改正等でございます。施行日は原則令和8年1月1日とし、公示送達のインターネットを用いる方法の定義を示しました省令改正に伴う改正は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の日、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の新設につきましては令和8年4月1日より施行するものでございます。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第41号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第18条の改正につきましては、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正であります。

第18条の3の改正につきましては、第18条の改正に伴う文言の整備であります。

第34条の2の改正につきましては、個人町民税の所得控除すべき金額について、特定親族特別控除の創設に伴い追加するものであります。特定親族特別控除につきまして、現在の厳しい人手

不足の状況下において最低賃金の引上げ等により非正規雇用労働者の賃金が上昇し、特に親の扶養の範囲内で就労するアルバイト大学生の就業調整が困難になる等の影響があったことにより、控除対象となります大学生年代等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減し、123万円で消失する仕組みが導入されるものであります。

第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正につきましては、個人町民税の特定親族特別控除の創設に伴う個人住民税申告義務及び扶養親族等申告書の提出義務等に係る規定の整備であります。

附則第16条の2の2の改正につきましては、加熱式たばこにかかります町たばこ税の課税標準の特例が新設されたことにかかります条の追加であります。加熱式たばこに係る町たばこ税の課税について重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとする等、課税方式の見直しがされたものであります。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第42号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第14、議案第42号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第42号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

令和6年4月からの国民年金額の引上げに伴い、低所得者が引き続き同様の判定区分となるように兵庫県の福祉医療制度の所得判定基準が引き上げられることから、条例におきましても同様に規定している箇所について改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第2条第19号及び第20号、第4条第1項第1号イ及びウの「80万円」を「80万9,000円」に改めるものでございます。施行日につきましては、令和7年7月1日からとしております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第15 議案第43号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第15、議案第43号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第43号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令におきまして家庭

的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、保育所等との連携につきまして規定する第6条の連携施設の見直しによる改正、附則第3条に規定する連携施設に関する経過措置期間の延長による改正等でございます。施行の日は公布の日とし、令和7年4月1日を適用日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第43号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、保育所等との連携について規定しております第6条において、集団保育の機会の提供や相談、助言等、保育の内容に関する支援を保育内容支援と規定し、保育所等が保育内容支援に係る連携施設とする原則は堅持しつつ、その確保が著しく困難であると町長が認める場合には小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業を連携施設として認めることとしております。また、代替保育に係ります連携施設についても見直しを行い、連携協力を行う者の確保が困難である実情を踏まえ、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると町長が認め、必要な措置を講じてもなお確保が困難な場合は連携施設を要さないこととしております。

さらに、附則第3条に規定します連携施設に関する経過措置について、連携施設の確保が著しく困難な場合等は連携施設を確保しないこととできる経過措置期間を5年延長し、「本条例施行日から15年を経過する日」と改めております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第44号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第16、議案第44号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第44号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令におきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、特定教育・保育施設等との連携につきまして規定しております第42条の連携施設の見直しによる改正、附則第4条に規定する連携施設に関する経過措置期間の延長による改正等でございます。施行の日は公布の日とし、令和7年4月1日を適用日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第44号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

特定教育・保育施設等との連携について規定しております第42条において、先ほど説明いたしました議案第43号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で申し上げましたと同様に、保育の機会の提供や相談、助言等、保育の内容に関する支援を保育内容支援と規定し、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合は小規模保育事業A型などを連携施設として認めることとし、代替保育に係る連携施設につきましてもその確保が困難な場合は要さないこととしております。

また、連携施設に関する経過措置について規定しております附則第4条も同様でございます。経過措置期間を5年延長し、「本条例施行日から15年」としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第45号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第17、議案第45号太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第45号太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

令和6年に成立しました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、生後6カ月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が月一定時間まで就労要件を問わず利用できる新たな通園給付としまして乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されたことに伴いまして、国の内閣府令で定める基準に従い、当該事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めるものであります。施行日は公布の日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第45号太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本条例は、原則国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準どおりに規定をしております。

第1条から第19条には、乳児等通園支援事業の趣旨、安全計画の策定や計画に基づいた研修、訓練の実施、衛生管理や食事の提供に関する内容など総則的な内容について規定しておりますが、事業者の一般原則について定めております第5条第5項で太子町暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、事業者の運営に関して暴力団等の参入や影響を排除する項を追加しております。

次に、第20条には、事業の区分として一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業を規定しております。

第21条から第24条には、一般型乳児等通園支援事業の設備や保育室、遊戯室等の面積等の基準、職員の配置基準等を規定しております。

次に、第25条、第26条には、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準について準用を含めて規定しております。

次に、第27条には、電磁的記録について規定しております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は6月3日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時01分）